平成２９年（フ）第３６号
群馬県高崎市棟高町710番地１　グランメールＺｅｎ105号
債務者　小谷　直久
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１２号
千葉県大網白里市桂山975番地３
債務者　河崎　敏雄
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１３号
千葉県大網白里市桂山975番地３
債務者　河崎眞理子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第６号
京都府舞鶴市字浜454番地
債務者　神社　　進
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
大阪府羽曳野市河原城91番地の31
債務者　緒方美代子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
大阪府柏原市安堂町６番31―102号　メゾン離宮
債務者　堂之下**靜**可
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
堺市東区大美野125番地10
債務者　梶原　直子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
堺市西区鳳北町７丁74番地、前住所堺市西区浜寺諏訪森町西４丁350番地19
債務者　恒吉　哲夫
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２２７号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番19―406号
債務者　前田　敬三
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２３５号
堺市堺区西湊町４丁７番６号　髙田文化２階
債務者　森田　早苗
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７号
山口県宇部市大字東岐波240番地１
債務者　ｈｏｏｋ　ｕｐ～絆～こと　粭田　圭介
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２２号
山口県美祢市大嶺町東分1963番地６
債務者　磯部　友紀
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２９号
山口県宇部市大字船木1925番地
債務者　上田美佐子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２３号
盛岡市東安庭２丁目12番９号
債務者　浅沼まき子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２４号
群馬県太田市東別所町112番地２　東別所団地1214号
債務者　田村　進一
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第２７号
群馬県太田市岩瀬川町429番地８、前住所群馬県太田市浜町30番40―310号
債務者　池田　元希
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第５号
新潟県上越市大字岩木2105番地26　メゾン優207号
債務者　小菅　和子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
新潟地方裁判所高田支部